

1 26年度における自治推進委員会(7回を予定)の活動内容の確認

①「参加」、「協働」の議論について

「参加」はアクションプラン P6「青少年・子どもの町政参加」、「女性の町政参加」に関するをお願いいたします。

「協働」はアクションプラン P10「制度の検討」、「指針・マニュアルの作成」に関するをお願いいたします。

② 条例の見直し(確認作業)について

(条例等の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を越えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

町長は自治推進委員会に必要な意見を求めるとしており、検討にあたっては同委員会に諮問することになります。

(1) 見直し(確認)作業

自治推進委員会の皆さんに見直し(確認作業)を行って頂くこととしました。

(2) 26年度の作業工程(案)

町長より自治推進委員会に諮問（5月中旬目途）。条例の見直し作業開始

↓
条例の見直し作業終了（10月末目途）

↓
自治推進委員会より町長に答申（10月末目途、上記に連動）

↓
改正条例案を事務局にて作成（11月末目途）

↓
自治推進委員会へ最終確認（12月末目途）

↓
パブリックコメントの実施（27年1月上旬から30日以上）

↓
27年3月定例会に改正案を上程

↓
改正条例の施行（27年4月）